３　第一項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一　第一項第二号から第四号までに掲げる事項　一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二　第一項第五号に掲げる事項　一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　第一条及び第二条（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師に係る部分を除く。）に規定する時間については、令和十八年三月三十一日を目途に当該時間を規則第六十九条の四及び第六十九条の五に規定する時間とすることを目標として、この省令の施行後三年ごとに、特定医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとする。

○厚生労働省令第七号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣　後藤　茂之

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

第一章　関係省令の整備

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （指定の申請） **第六十一条**　法第百七条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　名称及び住所並びに代表者の氏名 二　評価等業務（法第百十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地 三　評価等業務を開始しようとする年月日 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書 二　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類 三　申請者が第六十三条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類 四　役員の氏名及び経歴を記載した書類 五　評価等業務の実施に関する計画 六　評価等業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類	**附　則** （新設）